



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

2010年3月5日

「LT会」会報第10-4号（総62号）

外資企業にも税務自主検査の嵐

-有名外資企業十社に国税総局から自主検査の要求-

上海良図商務諮詢有限公司

2009年4月末に中国国家税务总局から《大型企業グループの税収自主検査に関する通達》が発表されて以来、数ヶ月間に渡って吹き荒れた“自主検査ストーム”は、今年に入っても依然として続きそうだ。先頃国税総局では各省市の税務当局に宛て、特定の外資企業十社に対する税収自主検査を実施するよう要求し、追徴課税分の納税を自主的に行うよう通達を出した。自主検査実施期間は2009年12月18日から2010年6月30日までとなっている。

これらの特定外資企業とは、NOKIA、SAMSON、モトローラ、パナソニック、シーメンス、マクドナルド、HSBC銀行、富士康、GEとウォルマートの日米欧・韓国・台湾の十社で、関連企業グループのすべてが含まれる。

外資企業の移転価格問題に対する挑戦

国税総局は昨年45社の特定企業の中から11社の国有企業と10社の外資企業を選んで税収検査を実施した。

国有企業11社はそれぞれ石油化学、銀行、保険、通信と発電等5つの業種に及ぶ国有企業で、これらに対する税収検査は昨年度中に終了している。

今回の外資系企業十社に対する税収自主検査には三つの特徴がある。まず、自主検査の範囲がこれら十社の外資企業のすべての関連企業に及んでいること。更にあらゆる税収及び税務関連事項に渡っていることで、すべての税金の納税状況を全面的に検査するものであること。三つ目には、検査対象期間が長いことで、2006年から2008年までの3年間の納税状況について行われるものであることである。

国税総局では、これら10社の外資企業が税務総局の定めた自主検査要綱にしたがって、逐一漏れなく自主検査を実施し、自主検査実施報告書を作成するよう求め、2010年7月5日までに自主検査ソフトと関連書類を完成させて税務総局に送付し、同時に所在地の主管税務当局にもコピーを送付するよう義務付けている。

今回の税収自主検査は非常に大掛かりなもので、自主検査の範囲にはあらゆる税種目の合法性問題が含まれ、特に移転価格と関連取引に関する特別納税調整があげられている。外資企業の在中国関連企業間の関連取引は非常に普遍的にみられるもので、関連取引と移転価格を利用して利益の最小化と納税回避をしようとする企業にとって、今回の自主検査は大きなプレッシャーとなるだろう。

2008年に新たな企業所得税法の中で移転価格についての規範が出されたが、今年是中国で移転価格関連法規を実施する二年目となった。外資企業に対する移転価格対策が中国の税務傾向に合致するかどうか、重大な挑戦となるだろう。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

自主検査が不合格の場合、税務査察の可能性も

これら十社の外資企業の自主検査を監督するため、国税総局は各省レベルの国税当局に連合監督指導対策本部を設け、管轄地域の定点関連外資企業の自主検査を指導、組織し、調整するよう要求している。

企業側の自主検査が終了したら、税務総局は一部社員を抜き取り、自主検査の状況について再審査を行い、重点検査の対象と内容を決定する。

つまり、国税総局が企業の税収自主検査と追徴税額の結果に不満がある場合、大企業税収管理司がサンプリングした結果を国税総局査察局に送り、重点検査を実施することになる。

税収自主検査は実は税務当局と企業のいずれにとってもありがたい方法で、企業側にとっては、自主検査に合格すれば、処罰や滞納金を免がれるし、国税総局にとっては、十社分の外資企業の膨大な分支店組織を検査するより、自主検査によって人・モノ両面のコストを節約できるからだ。只、一旦重点検査と査察の対象にリストされてしまうと、企業にとっては多額の罰金や滞納金の支出負担になる恐れがあるので要注意である。

一部地域の税務当局の動き

上記の大型自主検査とは別に一部地域の税務当局は規模が大きい企業に対して、移転価格の調査も実施しており、検査対象期間10年間の地域もあるようで、各外国企業に置かれる環境はますます厳しくなる一方で、これから移転価格に耐えられるような基礎構築及び価格の調査資料の準備をしていく必要があるかと判断している。

以上